

会議録

会議の名称	西東京市総合計画策定審議会第 14 回会議
開催日時	平成 15 年 2 月 27 日（木） 18 時 00 分から 20 時 00 分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎 3 階庁議室
出席者	川村委員、倉持委員、武田委員、竹内委員、堀越委員、山本委員、磯村委員、板垣委員、小林委員（永田委員、畑委員、荒川委員欠席） （事務局） 池澤主幹、櫻井主査、安藤主任、福本主任 （株）インテージ
議題	1．西東京市総合計画策定審議会第 13 回会議録について 2．西東京市基本構想・基本計画案について 3．その他
会議資料	(1) 基本計画案の各論部分（修正案）「笑顔で暮らすまちづくり」 (2) 基本計画案の各論部分「創造性の育つまちづくり」
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
倉持会長	第 14 回審議会を開催いたします。畑委員から欠席のご連絡がありました。
倉持会長	（西東京市総合計画策定審議会第 13 回会議録について） 前回第 13 回の会議録でお気づきのことがあればご発言いただきたい。
A 委員	1 ページ A 委員の上から 5 行目、「近年昼間の排気ガス」は「車の排気ガス」です。 15 ページ、A 委員の一番下の行で、「総合計画に入れた方がいいのか疑問である」を「この記述でいいのか疑問である」と直してほしい。
B 委員	13 ページ、B 委員の上から 7 行目、「就業時のサポートシステム」を「就学時のサポートシステム」に、その下の「就業時の学校教育」も「就学」に直してほしい。
倉持会長	15 ページ、会長の発言。「ペナルティ制度がないので活用してほしい」を「ペナルティ制度があるのに適用していないので。」である。
池澤主幹	7 ページ、F 委員の 2 つめ、「20m ぐらい」を「計画幅員は 16m です」に訂正させていただきたい。
倉持会長	他にございませんか。以上の訂正を含めて、会議録についてはご確認をいただいたということにさせていただきます。
倉持会長	（西東京市基本構想・基本計画案について） 前回の「笑顔で暮らすまちづくり」についてみなさんのご意見を踏まえて修正案が出ております。修正した個所を中心に事務局から説明をいただき、

池澤主幹	その後で皆さんからご意見をいただきます。 前回ご審議いただきました「笑顔で暮らすまちづくり」、お手元の資料１に修正案がございます。見直しをいたしました個所についてはアンダーラインを引いておりますので、その部分を中心にご説明いたします。 １ページ目でございますが、アンダーラインのところで今まで「ともに」という表現を使っておりましたが、「ともに」が重なるので「同時に」と直しております。これは文言の訂正だけです。 次の２ページでございますが、「安心して暮らすために」の視点の中に、施策で「暮らしの相談の充実」が抜けていたので、担当部署との調整の中で新しく加えさせていただいております。 ４ページでございますが、「地域福祉の現状課題」の一番下のところに、「地域福祉に転換していく」で、今まで地域福祉をすすめていたのではないかとということで、表現を「地域福祉を推進していく必要があります」というかたちに直しております。 ５ページの施策内容のところ、「計画的な福祉の推進」のところで、前回「高齢者・障害者」という表現をしていましたが、地域福祉はもっと幅広い視点でとらえるべきだというご指摘をいただきましたので、「誰もが地域において質の高いサービスを利用して安心して暮らせるための」という表現に直しております。 次の「地域福祉をすすめるしくみづくり」の中で、社会福祉協議会の記述が多くありまして、市の姿勢が見えないというご指摘がありました。アンダーラインのところで、「市と社会福祉協議会が連携し、小地域活動を積極的にすすめるとともに、活動しやすい環境整備に努めます」ということで、活動しやすい環境整備の中に活動の拠点整備も入ってくるというようにご理解いただきたいと思います。 下の「情報提供・相談窓口の充実」のところで、福祉の評価制度について、もう少し利用者側に立った表現に見直しをしていくべきではないかというご指摘に対しまして、全文見直しまして、「福祉サービス第三者評価制度を普及・推進し、利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実していきます」という表現に直しております。 次の６ページでございますが、「高齢者福祉の充実」の中で「高齢化率」という表現が出てきまして、これが西東京市としてどういう位置にあるのかわかりにくいということがございました。このデータについては下の背景データの中でグラフ化して表していきたいと考えております。 次の７ページの施策内容の「介護予防の推進」のところで、「さまざまな介護予防のための事業活動を有機的機能的に出していくための介護予防システムの構築」という表現がございましたが、情報システムのようなイメージでとられてしまうのではないかとということで、実際には情報システムではなくて、そういったつなげていくしくみをつくっていかうということですので、表現を「介護予防事業の連携と新たな事業の推進」というかたちに直しております。 次の下の「介護サービスの充実」のところでは、これから介護サービスをすすめていくためには、困難ケースなどにも対応できるようなケアマネジメントの視点が大切であるということで、この表現を入れております。 次に８ページでございますが、「障害者福祉の充実」についてはほぼ全文の見直しをしております。視点といたしまして、前回ご提案しました内容で
------	---

	すと、身近なサービス、たとえば、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、こういった視点が欠けているのではないかというご指摘をいただきましたので、内容をそのようなものを取り入れるかたちで、現状課題、施策内容のほうにもそういった視点を取り入れながら全文の見直しをしております。 次の 10 ページでございますが、「社会保障制度の運営」のところで、国民健康保険のところで、「一般会計に依存しない財政健全化を図っていく必要があります」という部分の表現についてご指摘をいただいております。この内容について、「負担と給付のバランスの観点から、保険料の適正化を図っていく必要があります」という表現に見直しをしております。また、社会保障制度の運営の中で、前回介護保険制度の視点が抜けていたということで、これを全文入れております。 11 ページの施策内容についても「介護保険制度の健全な運営」という視点を入れております。 次に 13 ページでございますが、「消費者センターの活用」のところで、全文を書き換えておりますが、内容については前回と変わりはありません。より分かりやすいようにということで、担当部署と調整する中で全文の書き換えをしております。 15 ページでございますが、施策内容のところで、中ほど「市民の主体的な健康づくりへの支援」の中で、「各種スポーツ教室など」ということで、スポーツの視点を入れております。これは健康フェスティバルなどを開催しておりますが、そういったものの充実に努めていきたいと考えております。 用語解説の中の「生活習慣病」についてはわかりやすく見直しをさせていただきました。 次の 17 ページでございますが、施策内容の「生きがいの支援」のところで、西東京市にございます福祉会館、老人福祉センターの区分がまざっていたということで、17 ページの施策の中では「福祉会館の建替えや改修を計画的にすすめるとともに」、その整備にあたっては「地域の多様なニーズに応えられるための複合機能を持った施設として再構築を図ります」というかたちで見直しをさせていただいております。 次に 19 ページでございます。障害者雇用の関係で市としての取り組みを出す必要があるのではないかというご指摘を受けました。それに対しまして法定雇用率の 2.1%、これは現在市として達成している状況でございますが、「市として雇用に努める」という表現を改めて入れさせていただいております。 「社会参加の支援」の中では、障害者の方の移送サービス・移動手段の拡大でございますが、これについては「NPO 法人等、民間移送業者」で支援の拡大を図っていく、このような考えでございます。 以上が前回ご指摘いただきました部分の修正でございます。よろしくお願いいたします。
倉持会長	それでは、お気づきの点がございましたら、ご自由に発言をください。
C 委員	8 ページの現状課題の上から 5 行目、「社会福祉事業法の改正」は「社会福祉法の改正・施行」のほうがよい。 10 ページの下から 8 行目、「保険料の適正化」は、保険料の負担の適正化を言っているのか。それを含めて額そのものの適正化なのか。抽象的でとらえにくい、どういうお考えか知りたい。

池澤主幹	保険料の額の見直しを表しています。
倉持会長	先ほど議事録で修正したところは徴収率のアップのことである。そちらの意味も含まれている。一般会計から持ち出すのは制度として正しくないという考え方である。保険料は保険料でまかなってほしい。
B 委員	9 ページの上から 4 行目の「障害の状況に配慮した情報提供・相談体制のしくみを整えていきます」に、「相談窓口を設置」を追記できないか。精神障害には 2 種類ある。精神障害には差別偏見があり、家族で抱えてもんもんとしているところがあるので、相談窓口があればより相談しやすいと考えているので、入れ方を考えてほしい。
池澤主幹	計画事業の一覧の中には、支援センターの関係については、精神障害者の地域生活支援センター事業と心身障害者の地域生活支援センター事業の二通りが入っている。ここの事業展開の中で相談窓口がどのように体制として取り込めるのか、担当部署と調整する中で改めて検討させていただきたいと思います。
C 委員	施策の内容は方向性を示している。今の質問は、具体的な施策内容の中の事業のことを言われているので、この表現でよいと思う。実施計画の時に、地域生活センターの整備ということで具体的な事業として並べるべきなので、そこを混ぜてしまうのでいかがか。
倉持会長	そういう意見も踏まえて、対応してほしい。他にございますか。 「笑顔で暮らすまちづくり」の修正案についてはご了解を頂いたことにいたします。
倉持会長	それでは、次に「創造性の育つまちづくり」について、事務局から説明を受けたいと思います。
池澤主幹	それでは、資料 2「創造性の育つまちづくり」についてご説明いたします。内容は、人権の問題、子育て・育ち、学校教育、生涯学習など幅広いテーマになっていきますのでよろしくお願いいたします。 まず、1 ページ目でございますが、創造性の育つまちづくりですが、「一人ひとりの個性が尊重され、伸びやかに育ち合うことができる環境づくりとともに、誰もが、いつでも、どこでも、豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりをすすめます」という内容になっております。 2 ページでございますが、「創造性の育つまちづくり」をすすめるにあたっては次の 3 つの視点で取り組んでおります。1 つめが「一人ひとりが輝くために」、2 つ目が「子どもがのびやかに育つために」、3 つ目が「豊かな学び・文化が息づくために」の 3 つの視点でございます。 まず、2 ページでございますが、「一人ひとりが輝くために」ということで、ここに入ります内容は、人権の尊重、平和、国際化、男女平等でございます。ご承知のとおり、日本国憲法でも、「人種・国籍・信条・社会的身分などで差別されることのない人権が尊重される社会が実現されなければならない」という内容でございます。「平和を尊び、人権が尊重される社会をめざすとともに、国際理解を深めていく」という取り組みをして

	まいります。 次に 3 ページでございますが、「子どもが伸びやかに育つために」という、この取り組みにつきましては、未来を担う子どもたちがのびのびと育つためには、子どもの権利を尊重する。親が安心して子育てできるための支援、また学校教育の充実が必要であると考えております。この施策に取り組むに当たりましては、「子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加・参画して、自ら育つことのできる環境づくりをすすめていく」必要があると考えております。「子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを子どもの立場を踏まえながらすすめてまいりたい」と考えております。 次に 4 ページでございますが、「豊かな学び・文化が息づくために」ということで、地域における自主的な学習活動を支援していくことと、多様な学習機会の充実を図っていく。スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりをすすめていくことが必要であると考えております。それと同時に芸術・文化活動を支援するとともに、貴重な文化財を保護し、地域文化を大切にするまちをめざしてまいります。 次に 5 ページからでございますが、それぞれの施策ごとにご説明いたします。まず、「人権と平和の尊重」でございます。昨年、市におきまして非核・平和都市宣言を行っております。また、4 月 12 日を西東京市平和の日と定めるなど、市といたしましても平和意識を訴えております。「平和を築くためには、お互いに理解しあい、尊重しあう心が必要である」と考えております。このため「一人ひとりが理解を深めるための学習や交流の機会を増やしたり、人権尊重等平和意識の醸成をめざした取り組みを一層すすめていく必要がある」と考えております。 6 ページの施策の内容でございますが、まず、「人権尊重意識の醸成」のところで、「人権啓発活動の推進と小中学校における人権尊重教育を推進していく」考えであります。それと「専門の人権擁護委員によります人権相談の充実」も図ってまいります。2 点目の「平和意識の醸成」でございますが、4 月 12 日の西東京市平和の日、これを中心といたしまして、啓発活動を進めていくという内容と、非核平和都市宣言をいたしましたので、その理念を実現していくための啓発活動、学習活動を推進してまいります。 次の 7 ページでございますが、「国際化の推進」です。現状課題でございますが、市内の外国人登録人口は、平成 15 年 1 月で 2,454 人でございます。10 年前と比べますと 877 人の増加ということで、外国人が増えているという状況でございます。市民一人ひとりが国際社会の一員である、地球市民という呼び方もしておりますが、地球市民として意識できるよう取り組みをすすめていく必要があると考えております。 8 ページの施策の内容でございますが、国際交流活動の促進ということで、地域での行事やイベントに外国人が参加しやすいよう交流活動を促進するとともに、国際感覚を養うための学習や体験講座等に取り組んでまいります。小中学校におきましては、在日外国人との交流であるとか、外国人講師の活用などによりまして国際理解教育をすすめてまいります。さらに一番はじめの市民との協働のところで姉妹都市などでもご指摘いただきました国際姉妹都市、友好都市の調査をすすめてまいりたいと考えております。 次の外国籍市民への支援ということで、外国人に対します日常生活に関する情報提供、日本語学習のための支援を行っていくとともに、日常の支援に限らず、災害時の安全確保などにも努めてまいりたいと考えております。 次の 9 ページでございますが、男女平等参画社会の推進でございます。平
--	--

成 11 年 6 月に公布・施行されました「男女共同参画社会基本法」でも各自治体で地域の特性に合わせて、男女平等な社会をめざして取り組むことが必要であるとおさえております。本市では情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動に取り組んでおります。今後につきましては男女が家庭や社会に参画していくための必要な支援でありますとか、性別を理由とした人権侵害からの救済に取り組むことが必要であると考えております。

次の 10 ページの施策の内容でございます。「男女平等の意識づくり」といたしましては、男女平等参画促進計画、これを策定して男女平等の意識づくりに取り組んでまいります。また、情報誌の発行やフォーラムの開催を行い、男女平等参画推進に関する学習や活動の拠点、新市建設計画では、女性センターと呼んでおりますが、そういったものについても取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

次の「男女平等参画の促進」でございますが、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、子育てや介護などへの社会的支援体制を充実させるほか、雇用についての環境整備を東京都等と連携してすすめてまいります。また、市としての取り組みとしては、行政委員会や審議会など市政への女性の参画を促進していく考えであります。

次に「女性の人権尊重」ということでございます。まず、ひとつの視点としては、女性をめぐる健康上の問題に対して支援をしてまいります。また、女性に対する暴力などから人権を守るための相談窓口体制の充実でありますとか、緊急的な一時避難場所、シェルターと呼んでおりますが、そういった取り組みについても、関係機関と連携を取りながら対応を図ってまいります。

次の 11 ページでございます。「子ども参加の促進」の現状と課題です。この内容につきましては、冒頭でも視点の中でご説明いたしました「子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にすることが大切である」と考えております。「子どもを救済するしくみや子ども自身が主体的に計画し行動していく機会を増やしていく必要がある」と考えております。

12 ページの施策内容でございますが、「子どもの権利の尊重」ということで、「子どもの権利の啓発活動をすすめていくことと、子どもの権利侵害に対する救済のしくみづくりに取り組んでいく」考えであります。

2 つめの施策としては、「子育て支援の充実」ということで、「子どもが自ら考え、行動しながら成長できるよう、子ども参加の機会づくりの推進、また、子どもが中心となって参加できる事業の充実を図ってまいります。子どもの居場所となる児童館については計画的な整備をすすめるとともに、新市建設計画にございます青少年センターの整備についても検討してまいりたいと考えております。また、地域における青少年活動団体、また指導者の育成などについてもすすめていく考えであります。

次の 13 ページでございます。「子どもと親への支援」という内容です。「すべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保証と子育て支援を推進していくことによりまして、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図っていくことが大切であると考えております。本市でも保育園でありますとか、認証保育所、病後児保育、一時保育の実施、学童クラブでの放課後対策、コール田無にありますピッコロハウス、また新市建設計画事業であるファミリーサポートセンターなど子育て環境の整備に努めております。今後につきましては子どもの立場を踏まえながらこれらの充実を図っていくということと、子育てに関する様々な課題に対しまして総合的

	に支援していく環境の整備を図ってまいります。 14 ページの施策の内容でございますが、まず「子育て支援サービスの充実」ということで、ファミリーサポートセンターや病後児保育室の充実を図ってまいります。保育園につきましては、保育園を中心とした子育て相談、地域の交流広場の展開、一時保育の充実など、総合的な子育て支援をすすめてまいります。また、子育てに関する学習や親子のふれあい事業の充実、地域の子育て活動団体の育成支援をすすめていく考えであります。 また、児童福祉の視点から子育ての負担を軽減するための乳幼児医療費の助成の充実、父子家庭、母子家庭等、ひとり親家庭への適切な支援も対応してまいります。 次の「子育て環境の整備」でございますが、保育園の建替え、大規模改修を計画的にすすめていくと同時に認証保育所を計画的に設置し、待機児対策などに取り組んでまいります。また、保育園ごとの機能の見直しを図り、地域における子育て支援の充実を図っていくとともに多様な保育ニーズに的確に対応するための民間委託についても検討してまいりたいと考えております。さらに相談・交流・一時保育・発達支援など総合的に支援するこどもの総合支援センターの建設についてもすすめてまいる考えであります。これにつきましては新市建設計画にございます発達支援センターと子ども家庭支援センターの機能を統合するようなかたちを考えております。学童クラブにつきましては計画的な改修をすすめると同時に、子どもの立場に立った機能の見直し、子どもさんが学童クラブに自ら進んでいけるような機能の見直しを図っていきたいと考えております。 次の 15 ページでございますが、学校教育の充実でございます。現状と課題につきましては、「これからの学校教育では、基礎的・基本的な学力の定着に加え、自らが学び、主体的に学習する力を培い、一人ひとりの個性を伸ばしていくことが求められている」と考えております。そのため、「総合的な学習の環境整備や情報教育、国際理解教育など、教育カリキュラムや学校環境の充実が必要である」と考えております。その他にいじめや不登校への対応、障害等がある子どもさんたちへの対応も必要ではないかと考えております。学校を地域に開かれた学校にしていくという取り組みで、地域活動、学習の拠点としての役割、こういった取り組みもすすめていく必要があると考えております。 次に 17 ページでございますが、「学校教育環境の向上」でございます。特色ある学校づくりを推進するために、それぞれ学校ごとに特色ある教育過程の編成や情報教育などをすすめてまいります。 また、給食の環境につきましては、小学校にランチルームを整備していくとともに、中学校給食の弁当外注方式を継続実施してまいりたいと考えております。 学校図書館につきましては、子どもが本に親しめるよう取り組みをすすめてまいります。 障害のある子どもさんに対しましては心身障害学級の指導充実や通級学級の充実を図るなかで、お一人おひとりの状態に応じた適切な教育が受けられるように努めてまいります。 次の「学校教育施設の整備」でございますが、主に施設整備関係をごちらに載せております。老朽化した校舎、体育館等の建替えや大規模改修、エアコンの整備や扇風機の設置、快適なトイレなど教育施設の計画的な改修であるとか、安全な校舎、体育館を確保するための耐震補強工事を実施してまいる考えであります。また、国や東京都の少人数学級への考え方を踏まえまし
--	--

	て、学校の適正規模・適正配置の調査検討をすすめてまいります。 次の 18 ページでございますが、「相談機能の充実」でございます。現状を踏まえ、相談機能の充実という内容は、かなりボリュームを持って取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。まずひとつは教育相談の充実であります。次に、小学校へスクールカウンセラーを配置していくという対応を深めていく考えでおります。中学校におきましては東京都が全校にスクールカウンセラーを配置しておりまして、小学校については未配置という状況でございます。これらの教育相談機能のネットワーク化を推進いたしまして、子どもや保護者に対する援助を行ってまいりたいと考えております。この他に不登校の児童・生徒に対応するための適応指導教室、スキップ教室と呼んでおりますが、その充実に努めてまいりたいと考えております。それと早い時期から障害のある方の相談が受けられるように、発達支援センターなどと連携をとりながら就学相談を適切にすすめられるよう取り組みをすすめてまいります。 次に「地域と学校の連携」でございますが、学校運営連絡協議会の一層の充実を図ることによりまして、地域住民の意見を積極的に学校の中に取り入れていくということと、また特色ある教育に応じた地域教育協力者の積極的な活用を図りまして、学校への住民参画をすすめてまいりたいと考えております。また、学校施設の地域への開放の一環といたしまして、仮称でございますが、「地域学習活動センター」としての機能の充実も図ってまいりたいと考えております。 次に 19 ページでございますが、「生涯学習社会の形成」でございます。現状と課題は、「市民一人ひとりが、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習することができるよう、支援していくことが必要である」と考えております。これら市民の学び合いが仲間づくりやまちづくりへと継続し発展していくよう学習面からのコミュニティづくりを支援していく、こういった取り組みをすすめてまいります。 20 ページの施策の内容でございますが、「生涯学習活動の促進」といたしまして、生涯学習推進計画を策定していく考えでおります。また、先ほど出てまいりました仮称「地域学習活動センター」を学校地域の生涯学習の拠点として位置付けをしていく考えでおります。あと、市民の学習ニーズに応えるための情報提供のしくみも検討してまいりたいと考えております。 次に、「学びを生かすしくみづくり」でございますが、人材の状況を把握いたしまして、これがうまく活用できるようなしくみをすすめてまいります。また、市内にございます武蔵野女子大学や都立高校、私立高校と連携をいたしまして、公開講座への企画や講座への参加のしくみづくりについて市民の方と取り組みをすすめていく考えでございます。 次に 21 ページでございますが、「学習活動の推進」です。ここでは公民館と図書館のことを記述しております。現状課題の中で、公民館につきましては、幅広い市民を対象として、主催事業や講師派遣事業などを実施するほか、市民の主体的な学習活動の場所を提供し支援をしております。 図書館につきましては、図書の充実や本に親しむための取り組みを現在行っております。方向性として、公民館であります、市民主体の学習活動への支援や地域のコミュニティづくりに向けた事業展開が必要である。また、図書館につきましては、図書資料の充実とともに、視覚障害者などの方にも対応できるサービスの拡充が必要であると考えております。 次の 22 ページの施策内容でございますが、「公民館事業の充実」につきましては、現在取り組んでおります主催事業、自主グループ活動への講師派遣、
--	--

これとともに体験型の学習について積極的に取り組んでまいります。また、市民が利用しやすい公民館に向けた管理運営方法の検討、施設の計画的な改修でございます。それと同時に、地域コミュニティの活性化に向けた公民館の役割もこれから検討をすすめていく予定であります。次の「図書館事業の充実」でございますが、レファレンスサービスの充実、これがまず必要である。あと現在市内にある 6 館 1 分室の図書館がございますが、それぞれ機能分担を図る中でサービスの向上に努めていく必要があるという内容でございます。また、子どもの心を育む取り組みといたしましては、お話し広場であるとか、絵本と子育て事業、ブックスタートと呼んでおりますが、こういった事業の推進でありますとか、視覚障害者の方へのサービスといたしましては、録音図書、点字図書の充実に努めていく考えであります。また、市民が利用しやすい図書館に向けた管理運営方法の検討、施設の計画的な改修などもすすめてまいります。

次の 23 ページでございます。「スポーツ・レクリエーション活動の振興」でございます。現在、市内にスポーツセンター、総合体育館、向台運動場などさまざまなスポーツ施設がございまして、多くの市民の方がスポーツ・レクリエーション活動に参加しております。今後とも、文化・スポーツ振興財団や体育協会等との連携を図りながら、市全体のスポーツの振興を図っていく必要があると考えております。

24 ページの施策の内容でございます。まず、「スポーツ・レクリエーションの振興」といたしましては、スポーツ振興計画を策定していく予定であります。また、文化・スポーツ振興財団や体育協会等との更なる連携をすすめていくことと、地域におけるスポーツ環境の整備・充実に図るための総合型地域スポーツクラブを設立いたしまして、身近な地域で様々なスポーツに取り組めるようなこともすすめていく予定であります。

次の「スポーツ環境の整備」でございますが、主に施設面でございます。西東京市体育館の建替えでございます。これは新市建設計画の事業でございまして、14 年度から取り組みをすすめております。もうひとつは、ひばりが丘団地の建替えに伴いまして、現在の野球場、少年サッカー場、テニスコートなど、分散しているスポーツ施設を一体的な整備拡充を行いまして、総合的なスポーツ施設として整備をしていく予定でございます。

次の 25 ページの「芸術・文化活動の振興」でございます。現状と課題でございますが、こもれびホールが文化・芸術活動の拠点となっております。現在では市民会館やコール田無などでも文化活動が展開されているところでございます。その他、市民の活動としては、市民文化祭や姉妹都市との文化交流、こういったものをすすめているところでございます。身近な地域で様々な芸術文化に親しめる環境の整備や市民の方が主体的に活動・発表できる機会の充実が必要であると考えております。また、文化財に関しましては、市内にあります遺跡や出土品などの保存、先人たちが使用いたしました民具等の収集・整理、これらの伝承や展示などをすすめ、郷土の歴史文化への理解を深めていくことが大切であると考えております。

最後 26 ページの施策の内容でございますが、「芸術・文化活動の充実」といたしまして、こもれびホールを中心とした文化スポーツ振興財団との連携した取り組みをすすめていくと共に、今後につきましては市民会館やコール田無においても文化振興事業の拡充に努めてまいりたいと考えております。

市民文化祭、多くの市民の参加を促し、充実発展を図ると共に、市民が主体的に行う芸術文化活動への支援も行なってまいります。

次の「芸術文化環境の整備」でございますが、生活に身近な場所で活動や発

	表・交流ができるような環境を整えてまいります。その他に邦楽・茶道・華道等の伝統文化活動に親しめる施設についても検討をすすめてまいります。 また、老朽化が進んでおります市民会館につきましては計画的に改修をすすめて文化施設の充実を図ってまいります。 最後に「文化財の保護・展示・活用」でございます。現在市内に２か所ございます郷土資料室を郷土資料館として統合整備をすすめていく考えております。 また、市民に取りまして貴重な文化財であります下野谷遺跡の保存等とその活用に向けた取り組みをすすめていくとともに、貴重な市指定文化財につきましてもその保存や復元に努めていく考えております。 また、こういった文化財に関する資料の作成や講座などを実施いたしまして、より文化財に対する意識を高めていきたいという内容でございます。 以上が「創造性の育つまちづくり」の話でございます。よろしくお願いいたします。
倉持会長	それでは、一人ずつご意見を頂戴いたします。
A 委員	ちょっと気になったのが、14 ページ「子育て環境の整備」の２行目に「計画的な設置をすすめ」とあるが、福祉の「笑顔で暮らすまちづくり」の５ページで記載されている福祉サービス第三者評価制度を使って、粗悪なものが発生しないように評価していくべきだと思う。 機能の見直しという意味が分からない。行政のほうでは、どのような機能を想定しているのか。 15 ページの「教育プラン 21」はどのような内容か。 17 ページには「ランチルームを整備」など具体的に書いてあるが、図書館の具体性が見えない。司書を司書教員とは別に配置してほしい。 エアコン設備等が具体的に書かれているが、環境のところに記載されている地球温暖化との関係はどうか。東京電力が節電を呼びかけている。他の施策との整合を考えると具体的に入れないほうがよいのではないか。屋上緑化や雨水の利用による散水などの方法も考えられる。 「市民」とは年齢幅をどこまでを想定しているのか。体育館や文化活動などでは子どもたちも入っている。また、「誰もが」の中には外国人まで含まれるのか。 「芸術・文化活動の振興」で、西東京市独自のアイデンティティがほしいということで、「新しい西東京市の文化の創造・創出・発信」などの言葉も入れると良いと思った。
倉持会長	答えられる質問に答えてほしい。
池澤主幹	14 ページの保育園の第三者評価の関係では、市立保育園については積極的に取り組んでいくつもりですので、場合によっては見直しで記述に取り入れていただきたい。保育園機能の見直しとは、学校と同じように、地域に開かれた保育園という機能も必要ではないか。たとえば、コール田無にあるピッコロハウスなどの地域に開かれた親子交流の場を機能に入れたり、一時保育の機能を充実させていたり、子どもさんを預けたい保護者のニーズに応えられるような、地域として親子が触れ合える場としても機能の見直しも図っていききたいという考えで書いております。
A 委員	学童クラブも同じように考えて良いか。

池澤主幹	学童クラブも地域に開かれたという面とは別に、子どもさんを登録するが、なかなか参加しないという実態を踏まえて、子どもが行きたくなるような機能の見直しが必要ではないかということで、表現をこのようなかたちにさせていただいている。 15 ページの「教育プラン 21」は、市の計画です。現在作成中で、15 年度に策定が終わる予定です。
A 委員	「教育プラン 21」には子どもの権利なども入ってくるのか。
池澤主幹	素案の段階で資料はお出しできないが、今回の基本計画は、教育プランの内容を踏まえたかたちで作成されております。
D 委員	1 ページの「伸びやかに育ち合う」の「育ち合う」という言葉は熟していない。また、「豊かな学び」が気になりました。 4 ページの「郷土の歴史である文化財」は、「郷土の歴史を物語る文化財」など他の言い方はないのか。 修正もカタカナが非常に多い。杉並では、広報誌に 200 ぐらいあったカタカナをなくしていったらいい。広報担当者の方もわからなくて書いている。 10 ページの緊急的な一時避難場所（シェルター）はわかるが、説明があってもわからない言葉が多い。 5 ページの 4 月 12 日を西東京市平和の日と定めたのは、どうしてか。
桜井主査	田無駅周辺を中心に爆撃があり、それによって多くの方々が犠牲となった日です。
D 委員	説明を入れないとわからない。その下の今は「門地」という言葉を使うか。
倉持会長	憲法の文言を入れたわけです。
D 委員	9 ページの「すべての女性や男性」は「男性や女性」でも良いのではないか。その下の「男女平等な社会」は、日本語としては「男女平等の社会」である。 12 ページで「子育て支援」という言葉は熟していないと思う。
倉持会長	杉並の話でいうと、サービスセンターを区民事務所に直したのはやりすぎと感じた。
E 委員	15 ページの「学校教育の充実」の現状課題で、「いじめや不登校への対応など」の記述があり、施策のどこかで受け止める必要がある。18 ページの「地域と学校の連携」で、「フリースクール設置の検討」という受け皿を入れてほしい。フリースクールは市民権を得ていない学校であるが、検討してほしい。 19 ページの「生涯学習社会の形成」は西東京市の重要なプロジェクトである。昨年 3 月に出された市民意識調査報告書の中の生涯学習アンケートで、「学習に関する情報を提供する」というのが 49.2% で第 1 位になっている。「市民一人ひとりが生涯にわたって…」の基本的な捉え方で、これを普遍させていくと西東京市の総合計画に特色が出てくると思う。

	20 ページの「生涯学習活動の促進」の中に、「多様化の対応」を入れていく。今、生涯学習がどこの自治体でも型にはまっているので、どこかで破らないとならない。西東京市の場合は「一人ひとりが輝く」に対して、輝くためにどう多様化を図っていくのか、施策で受けとめていく。そのひとつの方法として、「学びを生かすしくみづくり」の 2 行目に「人材の情報を把握する」と記述してあるのは、すごい視点だと思う。西東京市にはいろいろな人材がいる。市民の中から生涯学習のリーダー・講師になる人材バンクをつくっていくことを 20 ページの施策に入れていく。 22 ページの施策内容で「公民館事業の充実」があるが、だいたいの自治体が、生涯学習の中に公民館事業を入れている。多様化させるには、公民館事業と図書館事業の他に第 3 の事業として、「NPO 等非営利団体による生涯学習の展開」が必要である。これを入れていただきたい。
B 委員	1 ページの「育ち合う、ふれあえる」という言葉が気になる。 3 ページの「子どもがのびやかに育つために」の「子どもの立場を踏まえながら」については、ハンディの有無とか人種・国籍の違いなども含まれるので、入れてほしい。 17 ページの「学校教育環境の向上」の一番下の文章で、「障害のある子どもに対しては・・・」のところに、「教育と教育を受けるためのサポートが受けられる」を入れていただきたい。 22 ページの「公民館事業の充実」のところ「市民が利用しやすい公民館に向けて、管理・運営方法等を検討する」に、「市民も参加した管理・運営方法」となると良いと思う。 12 ページの「子どもの権利の尊重」のところ、児童虐待が深刻な問題になっている。ヨゼフホームという市内唯一の都の養護施設があるが、一時避難場所として市と連携することはできないか。国分寺市や小平市は都の養護施設があるところと提携(提携という言葉は適切かどうかかわからないが)し、1 週間か 10 日ぐらいの避難を行っている。
C 委員	2 ページ、9 ページにも関係する「男女平等参画社会」。福祉策定会議では「老若男女平等参画社会」としているので、ご議論いただければと思う。 6 ページの「人権尊重意識の醸成」。産業界を見ると、サラリーマンに対するリストラなど、人権に関わる問題がある。「学校だけでなく地域・企業を含めた人権意識の啓発」を入れると、自助・公助・共助の基本理念に合う。 14 ページの「保育園」は「保育所」に統一したほうがいい。13 ページの現状課題の 7 行目は「保育所」になっている。 15 ページの「学校教育の充実」の真中のところ、「その障害等の状態に応じた適切な教育が受けられる」の「適切な教育」とは具体的にどういうことか。保健福祉審議会では、分離教育を統合教育にしたらどうかと検討された。現在健常者と障害を持つ子どもの分離教育が行われているのを統合教育にするという議論がある。その中間である分離教育をしていきながらも統合教育をめざして普通学校と特殊学校の交流教育はどうかと意見が出ているのでご参考までにお話しておきます。 20 ページの「学びを生かすしくみづくり」の 4 行目で、「武蔵野女子大」は 4 月から共学の武蔵野大学になります。 21、22 ページの「学習活動の推進」で 3 つめとして、E 委員さんから「公民館、図書館について NPO の事業を入れたらどうか」という意見が出たがもっともだと思う。私は 5 つめに入れてほしい。3 つめは、「旧田無における地区会館等、旧保谷市における集会所」は小地域で作られていますので、

	ここにも行政の支援をしていただければと思う。 4 つめは、大学などに「生涯学習」の地域への開放を協力依頼することが必要である。E 委員さん、5 つめではいかがでしょうか。
E 委員	けっこうです。
F 委員	6 ページの「人権尊重意識の醸成」のところで、同和問題は述べなくてよいのか。
倉持会長	包括するのがよいと思いますが（同和という言葉を使わなくていい）。
F 委員	外国人の支援として、参政権については触れなくてよいのか。納税しているので、それに見合う権利に前向きに取り組むことが必要である。 「男女平等」であるが、意識して女性を先にしたと思う。そういう意味では評価している。 子育てなどの施設建設などが出ているが、機能別ではなく、総合的なものをつくるという発想はないのか。そこで情報交換をする。年寄りが増えて赤ちゃんをみる、若者が障害者をみるなど、社会とはいろんな人がいて形成されているということを理解させるのにもいい。 20 ページの「生涯学習の推進」で、「学校を地域学習活動センター」というのはよい。公民館との整合性をどうするのか、その関係にも触れてほしい。
G 委員	1 ページの「育ち合う」は、「育て合う」じゃなくて、ぜひ「育ち合う」にしてほしい。育児は育自であり、子どもを育てながら親も育つと実感している。子育てにかかわり、子どもがいることによって自分がどう育つか、変化するかということをわかる男性は多くないと思う。 3 ページの施策名で「子どもの権利の尊重」があり、11 ページにいじめの問題がある。具体的に対処していくために子どもの権利条例の制定がここに入るとよい。 8 ページ、外国籍市民の支援。「笑顔で暮らすまちづくり」には、「外国人が不自由な生活をしている」と書いてあったが、こちらではふれていない。学校の連絡網を回しても通らないなど、日常生活で言葉の習得に苦労している話を聞く。「創造性の育つまちづくり」にも入れたらどうか。 10 ページで「女性センターの設置」の話があったが、「担当課の設置」は要らないのか。 11 ページで、「子ども自体が主体的に計画し行動していく機会を増やしていく必要がある」は、地域のことを意識しているようだが、教育の場との関連性があると良い。 14 ページの「子育て支援」。子育てを支援するだけでなく、母親・父親も子どもを育てていく人全体への支援ということで、「子育て支援」にあえてしてほしい。 また、「保育園」の話が出たが、地域における子育て支援の充実を図るために保育所ごとの機能を充実することと理解した。 学童クラブは、仕事をしている母親が対象であるが、学童クラブの機能を残した全児童を対象とする放課後の遊びの場を考えてほしい。 15 ページの「お互いに学び合う」は、障害の大きさによって力に差があるような書き方になっているので、そうでない表現ができればいい。教育プラン 21 の内容が気になる。子どもの権利を踏まえたものであってほしい。

	17 ページで、学校給食は多くの親が望むことであるが、実施しているところでの検証を踏まえての継続なのか、理想的なすすめ方を検討してほしい。 22 ページで、学校図書館のハードな整備より、司書など人の整備を充実してほしい。 17 ページの教育施設は、環境に優しいまちづくりとの整合からみると、エアコンの整備と具体的に入れていいのか。子ども議会でも緑を増やして気温を下げるという意見が出ていた。 学校給食では、行政改革のほうでカフェテリアという意見があった。夢のあることがもう少し書かれたらいいと思う。 18 ページの「フリースクールの設置」は是非入れていただきたい。 21 ページの「人材バンク」はいいと思う。学びを生かすしくみづくりの中に、市民ボランティアセンターとの連携もどこかで感じる文があってもいい。 22 ページの「絵本と子育て事業」のところ、本には個人の好みがあるので、本をサービスするより図書館に行きたくするような事業のほうが有効であると思う。 公民館事業はできたときと対象が変わってきている。週5日になっても子どもたちが借りられないので好ましくない。公民館のあり方を含めて、「充実」より「転換」と思い切った表現にしたいと思う。 23、24 ページは「個人・団体を問わず、子どもから高齢者まで」は「子どもから」より「0歳児から」というようにイメージできるといい。
D委員	1 ページの用語についても内容は間違っていないが、正しい日本語を使ったほうがいいのではないかと。文法に逆らうものではなく、たとえば、健全な子どもを育てるための支援などにしてはどうか。
G委員	あえて、気づくために子育てという表現にするほうがよいと思う。
D委員	図書の司書は、勤続が長くなりがちで新規採用が少ない。若手を活用するようなシステムにした方がよい。
H委員	10 ページ「男女平等参画の促進」の上から5行目に、「地域社会活動への男女平等参画を促進」とあるが、これは逆である。PTA や育成会、町会などの地域活動はむしろ男性が少ない。父親をどうして出そうか、逆のことなので、これをどのように啓蒙していくか。実際に関わっていると切実な問題である。
C委員	男性参画を促進するでいいじゃないですか。
H委員	17 ページの学校給食に関しては、制度やハード面をいっている。子どもたちに必要なことは、食の安全、食の身体に対する影響である。学校教育の中に、食の安全をぜひ含めてほしい。地元の農業の活性化のためにも、行政と農家が一体となってやる。地産地消と確実な消費が必要である。子どもたちにも、自分たちが食べているものの生産者がわかる教育は必要である。給食の中に食の安全は含めていただきたい。 平成15年度から学校図書館司書教諭が配置されるが、学校図書館司書教諭と学校図書館の司書とは役割が全然違う。学校の司書は子どもたちと直接

	触れ合ってレファレンスの教育を行う。学校図書館司書教諭は、担任や授業を持っている。図書館教育のブレンではあっても、具体的に活動する人ではない。「司書を配置し」というのをぜひ入れてほしい。 「地域学習活動センター」とは、どういうものを想定しているかわからないのでご説明いただきたい。
池澤主幹	イメージとしては、旧田無で学校開放の地域住民の運営協議会をつくっている。そういう活動を地域住民を主体として地域で行う。子どもたちとふれあい、文化・スポーツ、体験事業を展開できるようなものを学校ごとにつくっていくイメージである。
H委員	指導や担っていくのはだれか。
池澤主幹	地域の方たちが担っていく。
H委員	育成会活動と似たようなものか。
池澤主幹	学校開放の運営協議会で話があり、実際にやってみたいという地域が3か所ぐらいある。できれば、早くすすめていきたい。運営協議会を母胎としている。
倉持会長	12ページの「子育て支援の充実」で、「子どもの居場所となる児童館」は、「子どもの活動の拠点となる児童館」になるのではないか。 死語になっているような社会教育と家庭教育が出てこない。生涯学習と社会教育は違う。家庭教育に対する支援は必要である。 児童福祉の分野がここに入っているのは、違和感がある。全体を見ればわかることであるので特に問題はないが。
倉持会長	(その他) 本日の議論は以上で終わりにし、次回以降の予定について打ち合わせを行いたい。 すすめ方として、13日は、今もらったもの(創造性の育つまちづくり)の修正案を出してもらい、それに対し議論していただく。中間答申へ向かって全体的なものを出し、そのための議論もする。3月の2回である程度まとめる。 4月は、答申を出す関係で、2週目に開きたい。そこでは修正はなかなかできないので、3月の2回で今まで詰めてきた全体的なことに対する意見をいただきたい。 内容については、事務局から説明をしていただく。
事務局	3月の第2・4週のすすめ方と中間まとめのイメージをご説明いたします。昨年11月28日にお配りした第2次素案の6本の柱の各論部分を現在ご審議いただいている。前文がまだ白紙の状態です。 3月の2週については、基本構想と基本計画案の前文の部分についてご提案させていただきたい。本日の修正案も合わせてご検討いただきたい。重点プロジェクトについて宿題が残っていると思います。今までお手持ちの資料ということで、総合計画の主要事業をお配りしていますが、その主要事業の中で重点プロジェクトに該当するような部分については事務局で整理させていただいて、そこに印をつけて資料として事前にお配りする予定であります。

	す。その内容のご確認と重点プロジェクトの名称について改めていいご提案があればいただきたい。 3月の4週目でございますが、全体をまとめて事前にお配りして、最初から最後までご覧いただきたいと思っております。 中間まとめのイメージとしては、全体をまとめていく中で、11月のご審議の中で基本構想がまちづくりの方向性の6つで終わっている。その後に基本計画に入るかたちになっている。その後が必要であるのご意見をいただいている。6つの内容の次に施策の全体像を入れて、施策を実施するにあたっての、ちょうど「創造性の育つまちづくり」ですと、それをすすめる上での3つの視点を構想に移そうと思っております。全体の施策体系が出てきて、それをすすめる上での視点が出てくる。そこまでを基本構想にしまして、基本計画に入ると各論部分に入っていくかたちで3月の4週目にはお示ししたいと思っております。 4月10日の第2木曜日に、中間まとめの最後のご審議いただく日として、その時にいただいたご意見については会長・副会長が反映し、その次あたりの週で市長へ答申をしていきたいと考えております。このようなスケジュールですすめていきたいと思います。 その後、市報特集号で中間まとめの全体を12ページくらいで市民にお知らせして、1ヶ月くらいかけてパブリックコメントを実施していきたいと考えております。パブリックコメントでいただいた意見をとりまとめ、6月末の審議会でお示ししご検討いただきたいと思います。 それ以降のスケジュールについては、3月末の審議会の中でお知らせさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。
倉持会長	今のスケジュールはご了解いただけましたでしょうか。中間まとめの答申は審議会の場で市長に答申するのが筋と思いますが、今回は会長・副会長の二人で行います。 それでは以上で今日の審議は終わりました。閉会とさせていただきます。
池澤主幹	次回の会合については、議会の関係で、会場が変更となる可能性がありますので、事前にお知らせいたします。